

# やまなしグリーン・ゾーン新規登録施設 支援事業費補助金申請要領

交付申請受付期間：令和5年7月27日～令和6年1月31日  
「補助金実績報告書」提出期限：令和6年1月31日

令和5年7月27日 制定

山梨県グリーン・ゾーン推進グループ  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1  
電話：055-223-1318  
メールアドレス：green-zone@pref.yamanashi.lg.jp

## 【概要】

事業者の自主的な感染症対策への協力を促すとともに、グリーン・ゾーン登録施設における感染症対策の充実を図ることで、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も安全・安心な山梨県であり続けるため、グリーン・ゾーン新規登録施設が行う感染症対策の取り組みに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 【補助対象施設の要件】

次の全ての要件を満たしていること

- ・やまなしグリーン・ゾーン登録制度実施要綱に基づく登録施設（ビル管理法（昭和45年法律第20号）第2条に規定する特定建築物を除く。）であること。
- ・飲食スペースを有する施設であること。
- ・令和5年5月7日時点でやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱に基づく認証施設でないこと。
- ・国又は法人税法別表第一に規定する公共法人に該当しないこと。
- ・以上のほか、本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと判断される施設ではないこと。

## 【補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額】

### （1）補助対象事業、補助率及び補助限度額

[補助対象事業] 新型コロナウイルス感染症の5類移行後も安全・安心な山梨県であり続けるための、グリーン・ゾーン新規登録施設が行う感染症対策の取り組み

[補助対象経費] 上記事業に必要な HEPA フィルタ（同等以上の機能を有するものを含む。）搭載の空気清浄機等（空気清浄機又は空気清浄機能を有するエアコンであって、空気清浄時の風量が毎分5 m<sup>3</sup>以上のもの）の購入に要する経費（消費税（地方消費税を含む）相当額を除く。）

[補助率] 1/2（補助金額の千円未満切捨て）

[補助限度額] 1施設あたり5万円

- ・ 振込手数料及び代引手数料は、補助対象外です。
- ・ 令和5年5月8日から令和6年1月31日までに購入した機器等が対象です。ただし、購入した機器等に関して別の補助金等を受けている場合は今回の補助対象外となります。
- ・ グリーン・ゾーン登録を受けた施設ごとに申請が可能です。
- ・ 1施設1回限り申請することができます。
- ・ 申請期限は令和6年1月31日です。
- ・ 購入に係る支払い（引落し）は、令和6年1月31日までに完了してください。
- ・ 事業完了に係る実績報告書を、令和6年1月31日までに提出してください。

(2) 関係会社からの調達等の扱いについて

補助対象となる取組みを実施するに際し、自社やグループ会社などの関係会社と、物品の購入、役務の提供、業務の委託等がある場合には、それらに要する経費の補助対象経費としての扱いは、次のとおり取り扱うこととします。これらの項目に該当する場合には、交付申請書に、製造原価等が分かる資料を添付してください。

① 申請者自身（自社）からの調達

製造原価（※1）を補助対象経費とします。

② 100%同一の資本に属するグループ企業（完全子会社など）

取引価格が製造原価（※1）以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益（※2）の割合によって、利益相当額を算定の上控除します。

取引価格×{1 - (売上総利益/売上高)} = 補助対象経費

③ 申請者の関係会社（※3）

取引価格が、製造原価（※1）、販売費及び一般管理費（※1）の合計額以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益（※2）の割合により、利益相当額を算定の上控除します。

取引価格×{1 - (営業利益/売上高)} = 補助対象経費

※1 製造原価、販売費及び一般管理費については、それらが補助金申請に係る調達等に対する経費であることが分かる資料を、上記②及び③の「これにより難しい場合」に該当するときは調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）の写しを、それぞれ添付してください。

※2 売上総利益、営業利益がマイナスの場合は、0として扱います。

※3 「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項）。

**【申請書類】**

- ① やまなしグリーン・ゾーン新規登録施設支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書

- ③ 補助事業計画書
- ④ 見積書又はその他見積額が分かる書類等
- ⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の営業許可書写し
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

#### 【提出方法】

山梨県グリーン・ゾーン推進グループへ郵送（書留郵便推奨・FAX 不可）

- ※1 書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。
- ※2 封筒に差出人の住所・氏名（名称・担当者）を御記入ください。
- ※3 追加資料等をメールで送信する場合には、御担当者様の所属・役職・氏名・連絡先を明記してください。

#### 【補助事業の内容を変更しようとする場合の手続き】

- ・ 規模の大小を問わず、変更（交付申請書に記載した内容とは違う取組みを行うこと）しようとする場合には、必ず事前に山梨県グリーン・ゾーン推進グループに相談してください。
- ・ 原則として、変更前に知事の承認を受けなければなりません。

#### 【予定期間内に完了する見込みがない場合の手続き】

- ・ 交付申請時に記載した予定期間内に購入、改修、支払い等が完了しない場合には、変更、廃止等の手続きが必要になる場合があります。速やかに山梨県グリーン・ゾーン推進グループに相談してください。
- ・ 実績報告時、「予定期間内に補助事業が完了しなかった理由」を記載する必要があります。

#### 【実績報告書】

補助事業（やまなしグリーン・ゾーン登録から支払いまでのすべて）が完了したとき、又は知事から補助事業廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書を山梨県グリーン・ゾーン推進グループあてに提出してください。

- ① やまなしグリーン・ゾーン新規登録施設支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 実績報告書別紙
- ③ 契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等の写し
- ④ 機器等を設置したことが分かるカラー写真
- ⑤ 振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

### 【提出方法】

山梨県グリーン・ゾーン推進グループへ郵送（書留郵便推奨・FAX 不可）

- ※1 書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。
- ※2 封筒に差出人の住所・氏名（名称・担当者）を御記入ください。
- ※3 追加資料等をメールで送信する場合には、御担当者様の所属・役職・氏名・連絡先を明記してください。

### 【その他留意事項】

- ・ 山梨県又は国の機関から検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じなければなりません。
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は利用できません。このことを確認するため必要な事項を、山梨県警察本部に照会する場合があります。
- ・ 補助金に関する支出書類は、交付決定通知書に記載されている財産処分制限期間が経過するまで保存してください。
- ・ 補助金を受けて取得した財産等は、県から定められた期間が経過するまで、譲渡や廃棄などの処分はできません。（譲渡や廃棄などの処分を行う場合には、事前に県の承認を得る必要があります。）
- ・ 提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合その他公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。
- ・ 補助金の交付が受けられるのは、1施設あたり1回限りです。
- ・ 予算の状況により、令和6年1月31日を待たずに受付を終了する場合があります。